

自動車を利用して行う飲食店営業の申請について

1 申請に必要な書類等

- (1) 営業許可申請書
- (2) 図面（施設の基準及び設備を示すもの）
- (3) 申請手数料

* そのほか、水道水以外の水を使用する場合、11 項目の水質検査結果書

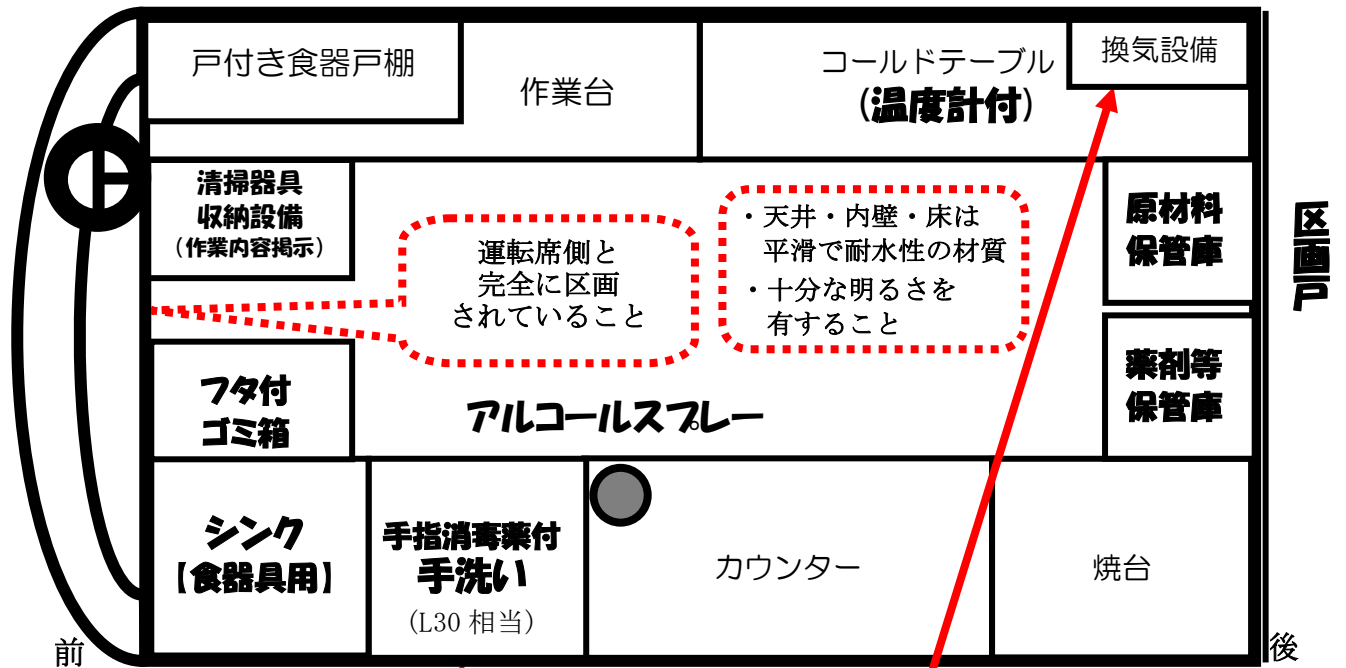
2 営業施設の基準等

施設	作業場区画	完全区画（車内作業場は一室を構成し、解放部分がないこと。）		
	作業場	車内作業場の天井・床・内壁は清掃しやすい材質及び構造（耐水性で平滑）ほこり等による汚染、ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備があること。		
	冷蔵設備	冷蔵庫または冷凍庫（動力式で温度計付）		
	原材料の保管設備	種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止が可能な状態で保管することができる十分な規模の設備		
	洗浄剤、殺虫剤等の保管設備	食品等と区分して保管できる設備		
	廃棄物容器	ふた付きかつ耐水性で十分な容量があり、汚液及び汚臭の漏れのないこと。		
	清掃用具等	作業場の清掃等をする専用の用具を必要数備え、その保管場所及びその作業内容を掲示する設備を有すること。		
	消毒薬	アルコールスプレー等		
	洗浄設備	原材料及び器具を洗浄するための流水式洗浄設備 従事者専用の流水式手洗い設備（非接触蛇口：パ、足踏みパダル、セサ等）		
	排水設備	使用後の水を十分貯留できる汚水貯留設備（排水管→タンク等）		
給水設備	40L	80L	200L	
提供可能な食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋台・露店等で提供可能な食品 ・ 簡易な営業 （既製品、半製品の加熱調理、ソフトクリーム、米飯の炊飯、冷凍パの焼成、自家製飲料）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋台・露店等で提供可能な食品 ・ 簡易な営業 ・ 2工程程度までの簡易な調理 （丼物、調理パ、トピツグ付き菓子）	制限なし	
同日に提供できる品目数	単一品目のみ	複数品目	複数品目	
許可の限定	簡易な営業に規定される食品に限定（品目の変更可能）	臨時施設の要綱に規定される食品に限定（品目の変更可能）	制限なし	
食器	使い捨ての食器使用	使い捨ての食器使用	制限なし	

【施設例】

<平面図>

(防じん防虫措置)



ほこり等外部からの汚染を防止できること

再汚染を防止できる構造であること

販売窓 (ガラス窓等)

- 換気を十分に行える構造であること
- ほこり等外部からの汚染及び昆虫等の侵入を防止できる構造であること

<立面図>

